

令和4年12月9日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
令和3年度内部統制評価報告書及び審査意見書の提出について	1

令和3年度内部統制評価報告書及び審査意見書の提出について

令和3年度内部統制評価報告書を、監査委員から提出された審査意見書を付して、議会に提出した。その概要及び今後の対応について報告する。

1 内部統制制度の概要等

本県では、地方自治法に基づき、令和2年4月から内部統制制度を導入しており、内部統制の基本方針を定め、財務等に関する事務を対象に、不祥事防止に取り組んでいる。

内部統制評価報告書は、毎年度、監査委員による意見書を付して議会に提出することとされており、令和4年11月25日、議会に提出した。

2 令和3年度内部統制評価報告書の概要

(1) 評価手続

令和4年3月31日を評価基準日として、財務等に関する事務について、知事部局の全所属で評価を実施した。

(2) 評価結果

農業振興課において、職員が、令和2年度の県内産農産物の放射性物質検査について、9検体の検査を実施していないにもかかわらず、架空の検査結果を作成し、県ホームページ等で公表した「書類の偽造」について、評価対象期間中の運用上の重大な不備が認められたため、令和3年度における本県の内部統制は有効に運用されていなかったと判断した。

(3) 不備の是正に関する事項

書類の偽造を把握後、架空の検査結果の公表を取りやめるとともに、改めて検査を実施し、正しい検査結果を公表したことにより、適切な状況に回復した。

本件は、国からの連絡メールが担当職員のみを送信され、上席が確認できていなかったことに起因するものであったことから、今後は、職員間で情報を共有することや、ダブルチェック体制を整えることなどにより、再発防止に取り組んでいく。

また、当該事案の重大性に鑑み、令和4年度の内部統制制度において、全庁的に対応策を実施するリスクに「書類の偽造」を追加し、不祥事防止研修の実施等により、全庁で再発防止に取り組んでいく。

3 監査委員による審査意見書の概要

令和3年度内部統制評価報告書について、「審査した限りにおいて、評価

手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないと考えられる。そして、当該事項を除いた範囲において、評価結果に係る記載について審査したところ、その他の監査等で監査委員の視点からみて内部統制の運用上の重大な不備とすべきものがあると考えられたことから、評価結果に係る記載は相当ではなく、本県の内部統制対象事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと考えられる。」とされた。

- ・ 所属において、内部統制の運用状況を「不備あり」と自己評価したにもかかわらず、内部統制推進責任者（総務局総務室）に報告していないものが、6所属で9件見受けられたことにつき、「評価手続の実施に当たっては、総務局総務室において、把握すべき内部統制の不備が漏れなく把握されるよう特に留意すべき」とされた。
- ・ 上記のほか、「その他の監査等で監査委員の視点からみて内部統制の運用上の重大な不備とすべきであると考えられたもの」として、「予算の執行科目の誤り」（7件）及び「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われていなかったもの（1件）が列挙されている。

4 監査委員の意見を踏まえた県の対応

- ・ 評価手続において、内部統制の不備を漏れなく把握できるような対策を講じる。
- ・ 監査委員から意見のあった「予算の執行科目の誤り」、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われていなかったものについては、既に監査や決算審査で指摘された内容であり既に是正されたものもあるが、なお是正が必要な事項については、必要な対策を講じ、改善していく。

5 今後の流れ

議会閉会后、県ホームページに、内部統制評価報告書及び監査委員の審査意見書を掲載することにより公表する。